

令和8年度

岩国市認定地域クラブ

認定申請の手引き

～ 中学校部活動に代わる新たな活動の場となる「地域クラブ」を募集します！ ～



申請に当たって不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

(お問い合わせ先)

文化スポーツ振興部スポーツ推進課 地域クラブ活動推進室

電話：(0827) 29-5103

Mail：sportssuishin@city.iwakuni.lg.jp

ホームページはこちら



目次

- 1 「岩国市認定地域クラブ」の制度内容について 3
- 2 「岩国市認定地域クラブ」の認定申請方法について 6
- 3 「岩国市認定地域クラブ」の認定期間について 6
- 4 「岩国市認定地域クラブ」の認定条件について 7
- 5 「岩国市認定地域クラブ」に関する問い合わせ先について 7

岩国市では、「部活動を残しつつ、地域展開を進めていく」という考えのもと、生徒一人ひとりが取り残されることなく安心して活動できる環境づくりを目指しています。

令和8年度より、中学生が参加する文化、芸術、伝統文化、スポーツ、レクリエーション等の地域の団体（地域クラブ）のうち、中学校部活動に代わる市内中学生の新たな活動の場として適切な団体を「岩国市認定地域クラブ」として認定します。

～中学校体育連盟（中体連）に登録する地域クラブについて～

令和8年度のⅡ期の新規申請・継続申請から、すべての種目において、中体連への登録の際、「岩国市認定地域クラブ」に認定されていることが条件になる予定です。それまでに、認定の申請をしていただきますようお願いします。

1 「岩国市認定地域クラブ」の制度内容について

【認定基準（団体の要件・誓約事項）】を全て満たす団体を認定の対象とします。

【認定基準】

（団体の要件）

区分	要件
団体属性等	<p>(1) 営利を目的とした団体ではないこと。</p> <p>(2) 主に岩国市内の小学校・中学校に在籍する児童・生徒が参加できる団体であること。（※）</p> <p>(3) 活動拠点と主な活動場所が、いずれも岩国市内にあること。この場合において、主な活動場所への移動が生徒及びその保護者の過度な負担とならないよう努めること。</p> <p>※ 小学校の児童のみを対象とした団体は除く</p>
組織・運営体制	<p>(1) 生徒及び保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すため、規約等(※)を作成しており、その内容が社会通念上、適正であること。また、当該規約等に基づき、適切に運営していること。</p> <p>※ 規約等の内容の例…名称、所在地、目的・活動方針、活動（事業）内容、会員資格、入退会手続等、会費、役員及び事務局（役職、選出方法と任期等）、会議（総会や運営委員会等）、会計（会計年度、資金管理等）</p> <p>(2) 公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため関係者に対する情報開示を適切に行っていること。</p> <p>(3) 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や及び暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、複数の指導者等が運営に携わるなど、適切な人員体制・規模を有していること。</p>
リスク管理	<p>(1) 活動中の事故、トラブル等の管理責任並びに保護者や関係機関への緊急時の連絡体制が明らかにされていること。</p> <p>(2) 代表者、指導者及び参加者が、自身の怪我等を補償する保険または個人賠償責任保険に加入していること。</p>
学校との連携	<p>(1) 活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校と共有等を行っていること。</p> <p>(2) 生徒の活動状況、活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理していること。</p> <p>(3) <u>地域クラブへの入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ていること。</u></p>

指導者	<p>次の①から⑤までの要件を全て満たしている者であること。</p> <p>① 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 教員免許を有し、地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動について、学校における部活動の指導実績のある者</p> <p>(イ) 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定するスポーツ指導者資格等の指導者資格を有する者</p> <p>(ウ) 地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校における部活動の指導実績のある者</p> <p>(エ) 市内の運動競技団体又は文化芸術団体から推薦された者</p> <p>(オ) 地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動の経験がある者</p> <p>② 前項の（ウ）から（オ）までに該当する場合は、市が定める研修会を修了した者（認定の申請をした日の属する年度中に当該研修会を修了予定である者を含む。）</p> <p>③ 満18歳以上の者</p> <p>④ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は学校教育法第9条各号に該当しない者</p> <p>⑤ 過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項がない者</p>
休養日・活動時間等	<p>(1) 成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるよう、1週間当たり2日以上以上の休養日を設けていること（大会直前練習、大会参加等によりこれによりがたいときは、休養日を別の週に振り分けるよう努めていること）。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。</p> <p>(2) 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、保護者及び生徒に公表していること。</p>
会費	<p>(1) 地域の実情、競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。</p>

（注1）地方公務員法第16条・学校教育法第9条…欠格条項

（誓約事項）

区分	誓約事項
組織・運営体制	<p>(1) 部活動地域移行（地域展開）に関する国・県・市のガイドライン等（注2）、各運動競技団体や各文化芸術団体等が策定する方針等を遵守すること。本市及び山口県の方針、国のガイドライン（注2）、各運動競技団体又は各文化芸術団体等が策定する方針等を遵守すること。</p>

適切な安全確保	(1) 全ての関係者が、リスク管理において責務を負っていることを自覚し、生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
指導目的	(1) 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動となるよう努めること。 (2) 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れるように努めること。
適切な指導	(1) 活動において指導や指導補助、見守り等を行う者が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、当該行為を行わないとともに、参加生徒同士における当該行為も許さないこと。 (2) 日頃から指導に必要な知識及び技術の習得に努めること。
その他	(1) 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。 (2) 市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。 (3) 学校部活動を行っている生徒にあっては、当該生徒の在籍校と情報共有のうえ、学校部活動と地域クラブ活動全体として、適切な休養日等の確保及び活動時間の設定に努めること。

(注2) 国…「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月策定）

県…「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和5年10月策定）

市…「岩国市学校部活動の地域移行に向けた取組方針」（令和6年3月策定）

※令和7年12月に文部科学省から、新しくガイドラインが公表されたことに伴い、令和8年度中には、県・市内
容の改訂等を行うこととしています。

※ただし、次にあげる団体は認定の対象外とします。

- (1) 家族等のみで構成されている団体。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を主な目的としている団体。
- (3) 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反している団体。
- (4) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体。

2 「岩国市認定地域クラブ」の認定申請方法について

(1) 申請受付開始日

令和8年3月2日（月）（土日祝を除く。）

開庁時間内（平日8時30分～17時15分）の来庁が難しい場合は、ご相談ください。

(2) 提出方法

申請窓口に直接持参 ※郵送等による提出は不可

(3) 提出書類（書類の様式は、市ホームページに掲載しています）

- ①岩国市認定地域クラブ認定申請書
- ②団体概要書
- ③岩国市認定地域クラブ活動指導者登録書（※指導者ごとに作成してください）
- ④クラブ規約（会則）
- ⑤団体収支予算書（令和8年度のもの）
- ⑥岩国市地域クラブ認定要件チェックリスト兼誓約書
- ⑦その他（団体の活動状況がわかる資料）

(4) 申請窓口

市役所4階 スポーツ推進課地域クラブ活動推進室

★ 事前に電話または、メールでご相談いただいたほうが、
対応がスムーズになります。ご協力をお願いします。



3 「岩国市認定地域クラブ」の認定期間について

認定の有効期間

令和8年度から令和10年度末まで（ただし、認定を取り消された場合を除く）
（認定の申請のあった当該年度から翌々年度末までとなります。）

4 「岩国市認定地域クラブ」の認定条件について

- 1 活動の実施に当たっては、法令を遵守してください。
- 2 申請した活動の内容を変更しようとするとき、又は、申請した活動を中止しようとするときは、あらかじめその旨を届け出てください。
 - ・代表者や指導者の変更、規約の改正、活動内容や場所の変更、活動の休止や廃止など
- 3 次のいずれかに該当するときは、認定決定を取り消します。認定が取り消された場合は、ホームページ等で公表します。
 - ① 1、2のいずれかの条件に違反したとき
 - ② 虚偽の届出その他不正の手段により本決定を受けたとき
 - ③ その他市長が不相当と認めたとき

5 「岩国市認定地域クラブ」に関する問い合わせ先について

申請や活動などについて、ご質問やご相談がありましたら、お気軽にご連絡ください。また、ホームページには、「岩国市認定地域クラブ」に関する Q&A を掲載していますので、ぜひご覧ください。（随時、更新予定です）

（問い合わせ先）

文化スポーツ振興部スポーツ推進課 地域クラブ活動推進室

電話：（0827）29-5103

Mail：sportssuishin@city.iwakuni.lg.jp

↓ 申請書類のダウンロードや、Q&A についてはこちらから

